

令和5年度



PTA 総会要項

※ 令和5年度は総会を実施いたしませんので、本要項を会員に配付し、総会に代えさせていただきます。ご意見・ご質問は事務局（教頭）までお願いいたします。



村上市立瀬波小学校 PTA

次 第

- 1 令和4年度事業報告
- 2 令和4年度決算報告及び監査報告
- 3 新三役選考の報告・承認
- 4 三役・学年委員・専門部員
- 5 令和5年度事業計画について
- 6 令和5年度予算について
- 7 会則, 規定, 内規について



1 収入

△=収入減

項目	予算額	決算額	差引	摘要
1会費	642,600	642,600	0	世帯(児童178世帯分、職員20人分)
2繰越金	350,687	350,687	0	前年度繰越
3雑収入	13	12	△ 1	利息
合計	993,300	993,299	△ 1	

2 支出

△=支出増

項目	予算額	決算額	差引	摘要	
1負担金	60,000	58,725	1,275	郡P、地区P、活動補償制度、児童災害見舞金	
2消耗品費	60,000	30,218	29,782	コピー用紙	
3会議費	0	0	0		
4旅費	5,000	0	5,000		
5渉外費	0	0	0		
6通信費	0	0	0		
7事業費	150,000	127,214	22,786		
内訳	教養活動費	0	0	0	
	環境整備活動費	30,000	14,948	15,052	スコップほか
	生活指導活動費	0	0	0	
	広報活動費	120,000	112,266	7,734	広報紙「朔風」印刷代
8ボランティア活動費	50,000	1,270	48,730	ボランティア飲み物	
9町内PTA補助	48,600	50,700	△ 2,100	町内割@500円、児童割@200円	
10学年PTA補助	70,500	70,500	0	1人300円	
11児童活動費	150,000	105,155	44,845	調理実習代、野菜苗、白川訓導慰霊祭花	
12奨励費	150,000	123,280	26,720	入学式花、卒業証書ホルダー、各種振込手数料、作品送料、卒業式花	
13慶弔費	50,000	0	50,000		
14研究助成費	50,000	18,110	31,890	10/12講師謝礼	
15環境整備費	30,000	35,694	△ 5,694	グリーンカーテン、アルミアカー	
16予備費	119,200	150,000	△ 30,800	周年事業費へ積立	
合計	943,300	770,866	222,434		

3 差引残額

収入	支出	残金
993,299円	− 770,866円	= 222,433円

残金は令和5年度に繰り越しさせていただきます。
上記のとおり報告いたします。

令和5年3月28日

会計幹事 工藤 美由希

* 監査の結果、帳簿の記載・証票の整理ともに正確であり、会計整理も適切であると認めます。

令和5年3月28日

会計監査委員

会計監査委員

3 令和5年度役員選考委員会 選考結果

このことについて、役員選考委員会において、候補者が選出されましたのでご報告いたします。

記

瀬波小学校 PTA 役員選考委員会 選考結果 (敬称略)

会 長

年・組	お名前	児童名	備 考
5の2	川崎 将人	すみれ	R4/会長

副会長

年・組	お名前	児童名	備 考
5の1	長 正人	誌穩	
1の1	榎本 英樹	花	
3の1	鈴木 さやか	愛々	R4/副会長

監 事

年・組	お名前	児童名	備 考
6の1	船山 博貴	和輝	R4/監事
2の1	岩佐 未紅	杏南	R4/監事

R5年度 PTA役員

- 会長 川崎 将人 (5年すみれ) 担当 育成会・教養部
- 副会長 長 正人 (5年 誌穩) 担当 郡市PTA・広報部
榎本 英樹 (1年 花) 担当 町協・教養部
鈴木 さやか (3年 愛々) 担当 放課後子ども教室
環境整備部
- 監 事 船山 博貴 (6年 和輝) 担当 PTA、給食監査・広報部
岩佐 未紅 (2年 杏南) 担当 PTA、給食監査
環境整備部
- 新1年生
学年委員 渡邊 充子 (桃凧)
学年委員補佐 菅原 文夏 (音柊)
学年委員補佐 東海林 麻里子 (茜里)
教養部 倉町 幹子 (和)
広報部 藤山 圭子 (裕)
環境整備部 東 未来 (聖凧)
- 新2年生
学年委員 三浦 祐子 (未来)
学年委員補佐 佐藤 未菜 (莉優菜)
学年委員補佐 森山 伸子 (琳斗)
教養部 伊与部美保子 (旭)
広報部 高橋 真弓 (佳奈)
環境整備部 菅井 結花 (葵翔)
- 新3年生
学年委員 宮本 恵美 (篤護)
学年委員補佐 板垣 裕美子 (凜々七)
学年委員補佐 佐藤 麻里子 (夏凜)
教養部 佐藤 かおり (葵彩) ◎ 部長
広報部 宮村 優香 (咲希)
環境整備部 中井 真琴 (琴巴) ○ 副部長

○ 新4年生

学年委員	小池 香織 (柚希)	
学年委員補佐	淺沼 和美 (千愛)	
学年委員補佐	長 司 (優空)	
教養部	本間 美恵子 (月冸)	○ 副部長
広報部	山岸 明美 (奏仁)	
環境整備部	関 舞 (花梨)	

○ 新5年生

学年委員	ゴバンナム (ベト)	
学年委員補佐	笠原 伸介 (莉月)	
学年委員補佐	本間 恵 (千優)	
教養部	小川 翔 (優月)	
広報部	中山 佳菜美 (翠)	○ 副部長
環境整備部	大越 彩 (夢來)	

○ 新6年生

学年委員	布施 千明 (徹尚)	
学年委員補佐	相馬 香子 (佑理)	
学年委員補佐	相馬 真紀 (史弥)	
教養部	若林 友美 (美杏)	
広報部	羽田 陽子 (夢花)	◎ 部長
環境整備部	横田 佳代 (茉夕)	◎ 部長

○ 生活指導部

瀬波温泉	小島 幸子 (4年 龍之丞)	
上海府	小野 なお子 (5年 ゆずき)	
浜新田	大越 優子 (4年 結仁)	
瀬波中町・横町	木村 志保 (5年 遥稀)	
松原町1丁目	板垣 涼子 (4年 育)	
松原町2丁目	高橋 清光 (2年 睦人)	
松原町3丁目	松村 結衣 (3年 莉々香)	
松原町4丁目	忠 梢 (6年 結愛)	◎部長
瀬波上町	笠原 美紗 (6年 悠月)	
松波町	木村 弥生 (5年 円花)	
瀬波浜町	遠山 尚輝 (6年 のの)	
松山・三面	小池 由紀恵 (5年 勇輝)	
羽下ヶ渚	相馬 真紀 (6年 史弥)	
学校町	佐藤 深雪 (6年 莉々)	
新田町	吉津 美加 (4年 結愛)	
緑町1丁目	今井 里香 (6年 悠生)	
緑町2丁目	山口まりこ (4年 優)	○副部長
緑町3丁目	木村 美香 (2年 颯太)	
緑町4丁目	志賀 紘子 (4年 季虎)	
緑町5丁目	河内 ことみ (6年 颯太)	

5 令和5年度事業計画

今年度は瀬波小学校創立150周年となります。PTAの各部の事業内容も、例年とは異なり、以下の周年事業内容となります。

○ 記念事業の内容

(1) 創立150周年記念せなみっこ大運動会

- ① 実施日：令和5年10月7日（土）予備日8日（日）
- ② 場 所：瀬波小学校グラウンド
- ③ 内 容（案）・国旗掲揚塔のお披露目
 - ・ドローン写真撮影（確定）
 - ・バルーン飛ばし
 - ・鼓笛隊演奏（オープニングセレモニー等）
 - ・150周年記念種目（みんなでよさこい踊り等）
- ④ 担 当：PTA環境整備部

(2) 創立150周年記念コンサート（鼓動の太鼓コンサートの予定）

- ① 実施日：令和5年11月6日（月）午後 ※予定
- ② 場 所：瀬波小学校体育館
- ③ 内 容：佐渡太鼓集団「鼓動」の太鼓コンサート
- ④ 参加者：児童・保護者・地域住民
- ⑤ 担 当：PTA教養部

(3) 学校教育施設等の充実

- ① 学校記念品
 - ・国旗掲揚塔
 - ・体育館暗幕
 - ・教室カーテン
- ② 児童記念品
 - ・150周年記念クリアファイル

(4) 広報誌（150周年バージョン）

- ・PTA広報部で発行している広報誌を150周年記念特別号とする。
 - ・年2回発行しているものを1回として、学区内全世帯に配付する。
- 担 当：PTA広報部 PTA生活指導部（原稿依頼・広報誌配付）

(5) その他

- ・創立 150 周年記念校内マラソン記録会 (5 月 18 日) ※永田務選手
- ・150 周年記念写真展 (学校運営協議会主催)
- ・150 周年お祝いメッセージ掲示板 (瀬波小HP)
- ・150 周年記念学年行事 (記念品製作等)
※各学年の学年行事は記念品製作活動とする
担 当 : P T A 学年委員

○ 経 費

(1) 収入

125 万円 (寄付金) + 35 万円 (P T A 活動費) = 160 万円

(2) 支出

① 150 周年記念せなみっこ大運動会	10 万円
② 150 周年記念コンサート	10 万円
③ 学校記念品 (国旗掲揚塔)	50 万円
④ 学校記念品 (暗幕・カーテン)	30 万円
⑤ 児童・地域記念品 (クリアーファイル)	15 万円
⑥ 広報誌	20 万円
⑦ 150 周年記念学年行事 (1 万円×6)	6 万円
⑧ 事務費	10 万円
⑨ 予備費	9 万円

○ 令和 5 年度 P T A 活動について

150 周年記念事業として、各部の活動を計画する。

- ・学年委員 (150 周年記念学年行事)
- ・環境整備部 (150 周年記念せなみっこ大運動会)
- ・教養部 (150 周年記念コンサート)
- ・広報部 (150 周年記念広報誌) ※生活指導部 (原稿依頼、記念広報誌配付)
- ・P T A 3 役 (全体統括、各部の顧問として連絡・調整)

1 収入 (△は前年度比減)

項目	今年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 会費	614,250	642,600	△ 28,350	3,150円×(会員家庭数176+職員19)
2 繰越金	222,433	350,687	△ 128,254	前年度より繰越金
3 雑収入	7	13	△ 6	預金利息
合計	836,690	993,300	△ 156,610	

2 支出 (△は前年度比減)

項目	今年度予算額	前年度予算額	増減	摘要
1 負担金	60,000	60,000	0	郡市P負担金、村上地区P負担金、活動補償制度掛金 (@150円)、児童見舞金 (@40円)
2 消耗品費	50,000	60,000	△ 10,000	印刷用マスター、インク、用紙、コピー代ほか
3 会議費	0	0	0	
4 旅費	5,000	5,000	0	諸会議出席旅費
5 渉外費	0	0	0	
6 通信費	0	0	0	
7 事業費	190,000	233,000	25,800	
内				
教養活動費	30,000	0	30,000	
環境整備活動費	30,000	30,000	0	草刈り機用混合油、清掃用品
生活指導活動費	30,000	0	30,000	
広報活動費	100,000	120,000	△ 20,000	朔風(記念号)発行1回
8 ボランティア活動費	30,000	50,000	△ 20,000	
9 町内PTA補助	54,400	48,600	5,800	町内割500円、児童割200円
10 学年PTA補助	66,600	70,500	△ 3,900	児童割300円
11 児童活動費	150,000	150,000	0	調理実習費、野菜苗など
12 奨励費	100,000	150,000	△ 50,000	出品料・送料、卒業証書ホルダー、卒業式花、白川訓導慰霊祭花束代ほか
13 慶弔費	30,000	50,000	△ 20,000	会員慶弔
14 研究助成費	50,000	50,000	0	研修会講師謝礼
15 環境整備費	30,000	30,000	0	畑整備、教具ほか
16 予備費	20,690	119,200	△ 98,510	
合計	836,690	977,700	△ 156,610	

○ 昨年度は皆様の会費から、各学年の調理実習材料、野菜の苗、各種講演会講師謝礼代等、児童の教育活動に必要な支援をしていただきました。今年度も児童の教育活動に必要な支援を皆様の会費からお願いしたいと考えています。ご理解とご協力をお願いいたします。

○ 今年度も「イオン 幸せのレシート」キャンペーンへのご協力をお願いいたします。詳しくは次ページをご覧ください。昨年度はレシート合計金額の1%に相当する15,900円で児童の清掃活動に必要な清掃用具を購入させていただきました。

瀬波小学校 PTA 会則

制定	昭30.	3.	18
改正	昭36.	4.	1
改正	昭39.	2.	20
改正	昭41.	2.	19
改正	昭53.	2.	17
改正	昭58.	3.	16
改正	昭61.	1.	23
改正	平14.	4.	25
改正	平16.	11.	17
改正	平25.	4.	19
改正	令3.	4.	23

第1条 (名称)

この会は瀬波小学校 PTA (以下本会) という。

第2条 (事務局)

本会は事務局を瀬波小学校に置く。

第3条 (目的)

本会は家庭と学校が協力して、児童の福祉と教育の向上を図り、併せて児童の健全な育成を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本会は目的達成のために次の事業を行う。

- 1 教育環境の整備と充実に関する事業
- 2 児童の日常における指導と援助に関する事業
- 3 会員の研修と会員相互の連絡、親睦に関する事業
- 4 地域関係団体への参加、および事業の共催
- 5 その他本会の目的達成に必要と認められる事業

第5条 (会員)

本会の会員は、次の者とする。

- 1 瀬波小学校に在学する児童の父母、または、これに代わる者
- 2 瀬波小学校に勤務する教職員

第6条 (役員)

本会に下記の役員を置き、次の任務を行う。

- | | | |
|---------|-----|--------------------------|
| 会長 | 1名 | 会長は会を統理し、会を代表する。 |
| 副会長 | 3名 | 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時は代理する。 |
| 顧問 | 1名 | 顧問は会全般にわたって助言を行う。 |
| 監事 | 2名 | 監事は会計を監査する。 |
| 幹事 | 若干名 | 幹事は庶務、会計を司る。 |
| 部長各部 | 1名 | 部長は部会を代表し、部の運営を司る。 |
| 副部長各部 | 1名 | 副部長は部長を補佐し、部長事故ある時は代理する。 |
| 学年代表各学年 | 1名 | 学年代表は学年PTAの企画運営にあたる。 |
| 委員 | 若干名 | 各部に所属して、その執行に協力する。 |

第7条 (役員任期)

本会の任期は1年とし、再任は妨げない。ただし、年度途中就任した者の任期は残任期間とする。

第8条（役員を選出）

役員を選出は、次のとおりとする。

- 1 会長 委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 2 副会長 委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 3 顧問 会長が委嘱し、校長がこれに当たる。
- 4 監事 委員会で選出し、総会の承認を得る。
- 5 幹事 会長が委嘱する。
- 6 正副部長 部会において互選する。
- 7 学年代表 学級委員で互選する。
- 8 専門委員 各学級において選出する。
- 9 専門委員 各学級において選出する。
- 10 町内委員 各町内または各地区において選出する。

第9条（機関）

本会には次の機関を置き、会の運営に当たる。

1 総会

総会は全会員で構成し、年度始めに開き、次のことを行う。ただし、必要ある場合は臨時に開くことができる。

会則改正	細則の承認	役員承認	事業承認
予算承認	決算承認	その他必要事項	

2 委員会

委員会は監事を除く全役員で構成し、必要に応じて開き、次のことを行う。

会長、副会長、監事の選出	事業計画の立案	予算の立案	
細則の立案	部会の構成	総会提出案件の審議	その他必要事項

3 理事会

理事会は正副会長、顧問、監事、正副部長、学年代表で構成し、必要に応じて開き、次のことを行う。

会務の執行	委員会提出の議案の作成	その他必要事項
-------	-------------	---------

4 部会

部会は各部所属委員で構成し、必要に応じて開き、次の事を行う。

教養部（主として会員に関する事）

- ・会員の研修と親睦に関する事
- ・その他必要事項

生活指導部（主として校外に於ける指導）

- ・町内子ども会、町内PTAに関する事
- ・児童の郊外生活における指導と援助
- ・その他必要事項

環境整備部（主として教育環境の整備に関する事）

- ・学校園の維持管理に関する事
- ・教材、教具の充実にに関する事
- ・その他必要事項

広報部（主として広報活動に関する事）

- ・PTAの広報に関する事
- ・会報の発行
- ・その他必要事項

その他委員会で必要と認められた部

第10条（会計）

本会の会計は、会費、寄付金、その他の収入をもって、これに充てる。なお、会計は一般会計と特別会計とし、その額は総会において決定し、特別会計は、施設、設備等の充実に充てるものとする。

第 11 条（会計年度）

本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

第 12 条（備付帳簿）

本会には、次の帳簿を備える。

- 1 会則
- 2 役員・会員名簿
- 3 会誌（会議録、事業記録簿）
- 4 会計簿
- 5 その他必要な帳簿

第 13 条（会則改正）

会則の改正は、総会の議決を必要とする。

第 14 条（細則）

この会の施行について必要なことからは、細則で定める。

第 15 条（施行）

本会則は、平成 17 年 4 月 1 日より実施する。

[細 則]

（委員会に関すること）

- 1 町内または各地区より選出する委員は次のとおりとする。
 - ・町内または各地区代表 1 名（生活指導部所属する）
- 2 学年より選出する委員は、次のとおりとする。
 - ・学級委員 1 名
 - ・学級補佐役員 2 名
 - ・教養部員 1 名
 - ・広報部委員 1 名
 - ・環境整備部委員 1 名
- 3 町内または各地区選出の委員と学級選出の委員は兼任しない。
- 4 教職員は全員委員とする。

（総会の期限及び成立）

- 1 総会開催期限は、毎年 5 月 31 日までとする。
- 2 総会は、総会出席会員で成立する。
- 3 総会の議決は、総会出席会員の過半数をもって成立する。
- 4 書面による出席は、これを定足数とする。

瀬波小学校 PTA 旅 費 規 定

瀬波小学校父母教師会は、会員が P T A 活動および運営のために出張した場合、次の算定により旅費を支払うものとする。

- 1 新潟県『職員の旅費に関する条例』に基づき、瀬波小学校を基点として計算した金額を支払うものとする。

付 この規定は、平成 1 8 年 4 月 2 1 日に制定し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 この規定は、平成 3 1 年 4 月 1 9 日に制定し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

瀬波小学校 PTA 厚生に関する内規

瀬波小学校 PTA 会員の厚生等に関する内規を次のように定める。

- 1 弔慰について
会員が死亡したときは、1 0, 0 0 0 円の香典を贈る。
- 2 この内規によりがたい場合（火災等）は、全て協議により決定する。ただし、緊急の場合は会長又は副会長の専決によって処理し、事後において報告・承認を得るものとする。

付 この規定は、平成 1 8 年 4 月 2 1 日に制定し、平成 1 8 年 4 月 1 日から適用する。

付 この規定は、平成 2 4 年 4 月 2 0 日に改正し、平成 2 4 年 4 月 1 日から適用する。

瀬波小学校 PTA 会費に関する内規

瀬波小学校 PTA 会員の会費に関する内規を次のように定める。

- 1 会費は、瀬波小学校の保護者及び職員から徴収する。
- 2 年会費は、一世帯年額 3, 1 5 0 円とする。
(うち 1 5 0 円は、県 P T A 活動保障制度の会費)
- 3 毎月 3 0 0 円（4 月と 3 月は除く）徴収し、5 月のみ 4 5 0 円とする（安全互助会掛け金 1 5 0 円 + 3 0 0 円）
- 4 転出入については、1 ヶ月在籍 2 5 0 円で計算し、転出入時に清算する。
(中途会員は、県 P T A 活動保障制度の給付対象となる)

付 この規定は、平成 3 1 年 4 月 1 9 日に制定し、平成 3 1 年 4 月 1 日から適用する。

新潟県小中学校PTA連合会 推薦
新潟市小中学校PTA連合会

令和5年度

新潟県PTA活動補償制度

この活動補償制度は、PTAが主催または共催する行事中に、PTA会員および児童・生徒が不慮の事故によりケガをした場合の傷害見舞金・保険金と万一主催者に賠償責任が発生した場合に備えての賠償責任保険金により構成された総合補償制度です。

〈PTA行事とは〉

PTAが主催または共催として計画し、実施する行事で、PTA総会、運営委員会（名称のいかんを問いません）などPTA規則に基づく機関決定を経て決定されたもので、PTA役員が責任者として指導・監督しているものをいいます。

〈会費〉 1会員／年間 150円

（共済掛金80円 傷害保険・賠償責任保険掛金24円 その他会費46円）

● 見舞金・保険金を給付する内容は ●

1. 傷害見舞金・保険金

単位PTA、PTA連合会が主催または共催する行事参加中、及び自宅と行事会場との通常の往復途上で、PTA会員（家族の代理を含む）及び小中学生がケガまたは食中毒で医師の治療を受けたときに見舞金・保険金を給付します。ただし、独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付が行われた場合は対象となりません。

《傷害見舞金・保険金の額》

死亡	互助会270万円+保険会社30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで亡くなった場合（※限度あり）
後遺障害	互助会10.8万円～270万円+保険会社1.2万円～30万円	180日以内にそのケガまたは食中毒がもとで後遺障害が生じた場合（※限度あり）
入院	1日につき 互助会2,400円+保険会社600円	入院され平常の生活または仕事ができない場合（180日限度）
手術	互助会1.2万円か2.4万円+保険会社3,000円か6,000円	その傷害の治療のために180日以内に所定の手術を受けた場合
通院	1日につき 互助会1,600円+保険会社400円	平常の生活または仕事に支障が生じ医師の治療を受けた場合（90日限度）

※新潟県PTA共済約款第30条（共済金の削減・支払限度）が適用される場合があります。

2. 賠償責任保険金（保険会社）

PTA行事を実行中、行事主催者が次のような法律上の損害賠償責任を負う場合に行事主催者の被る損害について保険会社から保険金が支払われます。

- (1) PTA行事中に対人事故、対物事故が発生し、行事主催者の指導上、管理上の責任を問われ法律上の損害賠償責任を負った場合。
- (2) PTA行事中、PTA行事のために第三者から借用したスポーツ用具等を損壊、紛失、盗難されたことにより、法律上の損害賠償責任を負った場合。

賠償責任保険金	
他人に対する賠償責任	＜対人事故＞ 1名につき 5,000万円限度 1事故につき 3億円限度
	＜対物事故＞ 1事故につき 500万円限度 自己負担額 1事故につき 1,000円
借用物に対する賠償責任	1事故につき 500万円限度 保険期間中 500万円限度 自己負担額 1事故につき 5,000円

〈連絡先〉 一般社団法人新潟県PTA安全互助会

〒950-0965 新潟市中央区新光町7番地2 新潟県商工会館5階

TEL (025) 280-0466 FAX (025) 280-0476

毎年、児童が清掃の時間に使用する雑巾を購入させていただいています。今年度も皆様のご協力をお願いします。



JAPANESE | ENGLISH | 中文 | 検索 | 会員登録 | 会員登録 | 会員登録

TOP | 企業情報 | グループ企業一覧 | コミュニティ | 採用情報 | **サステナビリティ** | 株主・投資家の皆さま

イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン

じぶんの買物でだれかを幸せにするしくみ。
イオン 幸せの黄色いレシート
 since 2001

あなたが応援したい団体を選んで
 レシートをご提出いただく。
 お買上げレシート金額合計の1%と同額の品物をその団体に奉納します。

買物 → レシート → 選ぶ → 1% → 幸せ!!

地域のボランティア団体をお客さまとともに応援しています。

毎月10日(「イオンの日」)に、実施している「イオン 幸せの黄色いレシートキャンペーン」は、お客さまが1円ごとに受け取った黄色いレシートを毎月10日(「イオンの日」)に、お買上げ品と同額の品物を1%の割合で提供させていただきます。レシート合計の1%の品物をイオンがボランティアに奉納する仕組みです。



Step1. レシートを受け取ります
 お買物をしたあと、レジ際にレジで買った黄色いレシートを受け取ります。
 レシートが紛失なお客様には、商品お取り寄せサービスセンターで紙製のレシートを発行してあげます。



Step2. 支援したい団体のBOXにレシートを投入
 買収したレシートを黄色いBOXへ、BOXに貼るのボランティアが支援団体の名前を、支援内容が記入されています。
 支援したい団体の名前をレシートに入ります。



Step3. 合計金額の1%相当の贈呈
 毎月10日に集計し、0.1%の品物や商品の数量の1%をボランティアに贈呈。たとえば、1000円の商品が100個なら100個の品物が贈られ、お買上げ品と同額です。